

# 合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会  
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

## 相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の 1市3町で法定協議会による合併協議が始まる

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町で構成する「相模原・津久井地域合併協議会」の第1回協議会が、5月16日（月）午後4時から、けやき会館5階大樹の間で開催されました。1市3町は、平成16年度に任意協議会を設置していましたが、本年4月1日に法定協議会を設置し、検討・協議をスタートしました。当日は、規約・規程などに関する報告や、平成17年度事業計画、予算、合併協定項目、合併の方式などの協議が行われました。議事の内容については、次のとおりです。

なお、相模原市と藤野町による「相模原市・藤野町合併協議会」が既に開催されていることから、相模原市と津久井郡4町による合併に関する検討・協議がスタートしたことになります。

また、相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成18年3月20日の合併期日に向け準備を進めています。（詳しくは4面をご覧ください。）

### 報告事項

次の規約・規程について報告し、承認されました。

第1号 協議会規約について  
協議会の目的、組織、事務等について定めたもの。

第2号 幹事会規程について  
協議会を構成する各市町の助役が構成員となる幹事会の運営等について定めたもの。

第3号 専門部会規程について  
協議会を構成する各市町の部長、課長等が構成員となる専門部会の運営等について定めたもの。

第4号 事務局規程について  
事務局が行う事務の内容など、事務局運営等について定めたもの。

第5号 財務規程について  
予算・決算の手続きなど、協議会の財務について定めたもの。

第6号 会議運営規程について  
協議会の会議の運営について定めたもの。

第7号 会議傍聴規程について  
傍聴の手続きなど、協議会が開催する会議の傍聴について定めたもの。

### 協議事項

#### 協議第1号 平成17年度事業計画について

##### 原案のとおり決定

- 1 会議の開催  
相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町（以下「1市3町」という。）の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 合併市町村基本計画の作成  
合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並

- びに財政計画等を作成する。
- 3 行政制度等の調整方針の協議  
主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。
- 4 合併協定書の調印  
合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、1市3町が合併に合意した場合においては、合併協定書の調印を行う。
- 5 広報の実施  
合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

#### 協議第2号 平成17年度予算について

##### 原案のとおり決定

平成17年度予算  
歳入（単位：千円）

款	項	金額
1 負担金	1 負担金	45,000
歳入	合計	45,000

歳出（単位：千円）

款	項	金額
1 事業費	1 事業推進費	38,072
2 総務費	1 事務局費	6,850
3 予備費	1 予備費	78
歳出	合計	45,000

#### 協議第3号 合併協定項目について

##### 原案のとおり決定

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い



- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 行政連絡機構の取扱い
- 13 慣行の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 町名・字名の取扱い
- 16 土地利用の取扱い
- 17 上下水道事業の取扱い
- 18 地方税の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 保健衛生事業の取扱い
- 22 使用料、手数料の取扱い
- 23 補助金、交付金等の取扱い
- 24 一部事務組合等の取扱い
- 25 清掃事業の取扱い
- 26 消防業務及び消防団の取扱い
- 27 防災事業の取扱い
- 28 地域自治区等の設置及び都市内分権
- 29 各種事務事業の取扱い
- 30 合併市町村基本計画

#### 協議第4号 合併の方式について

##### 原案のとおり決定

合併の方式は、城山町、津久井町及び相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

合併の方式の主な比較は表1（2面）をご覧ください。

#### 協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

##### 原案のとおり決定

原案は、表2（2面上段）のとおりです。

### その他

#### （1）協議スケジュール(案)について

事務局より表3（2面下段）のとおり報告がありました。

##### 主な意見

##### 相模原市委員

協議スケジュール(案)を見ると、第2回協議会で合併市町村基本計画の作成方針の協議をするとされているが、計画案は第3回協議会に提案されるのか。

##### 事務局

第3回協議会では、1市4町のまちづくりの将来像等（基本コンセプト）について、議論していただき、了解いただけたら、第4回協議会で詳細な合併市町村基本計画(案)について協議をしていただく。なお、1回で決まらなければ第5回、第6回協議会にて継続して協議をしていた

#### 相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

1市3町で法定協議会による合併協議が始まる・・・1・2面

#### 相模原市・藤野町合併協議会

第2回合併協議会を開催・・・3・4面

#### 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

1市2町の合併に向けた準備作業について・・・4面

大きく考えている。

(2) 今後の協議会開催日程(案)について

第2回は、7月10日(日)午後2時から城山町立公民館大会議室(町民センター2階)で行うこととなりました。(詳しくは、4面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

(3) その他

平成17年3月31日をもって解散した任意の合併協議会である相模原・津久井地域合併協議会の決算報告が

行われました。(詳しくは4面をご覧ください。)

高見沢アドバイザー

このような形で新たに法定協議会が設置されたことを非常に喜ばしく思います。また、粘り強くこういう場にたどり着いたことに対し、関係の皆様方に敬意を表したいと思います。

この合併協議を経て、今までの市町を単に足し合わせただけでなく、新しい21世紀の価値を創造するような結果として結実しますよう期待したいと思います。

表1 合併の方式(編入合併と新設合併)の主な比較

Table with 3 columns: 合併の名称(市町村), 編入合併, 新設合併. It compares the two methods across categories like name, council members, and council members.

合併新法:平成17年4月1日に新たに施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」をいう。

相模原・津久井地域合併協議会委員等名簿(平成17年5月30日現在)

【協議会委員】

Large table listing committee members with columns for 区分(Chairman, Vice-Chairman, Members), 氏名, and 備考. It lists members from various municipalities like 相模原市, 城山町, 津久井町, etc.

【アドバイザー】

Table listing advisors with columns for 氏名 and 所属. Names include 吉田民雄, 辻琢也, 高見沢実, 牛山久仁彦.

【監事】

Table listing supervisors with columns for 氏名 and 所属. Names include 有山正則, 渋谷幸夫, 加藤純久.

表2 事務事業一元化の基本方針

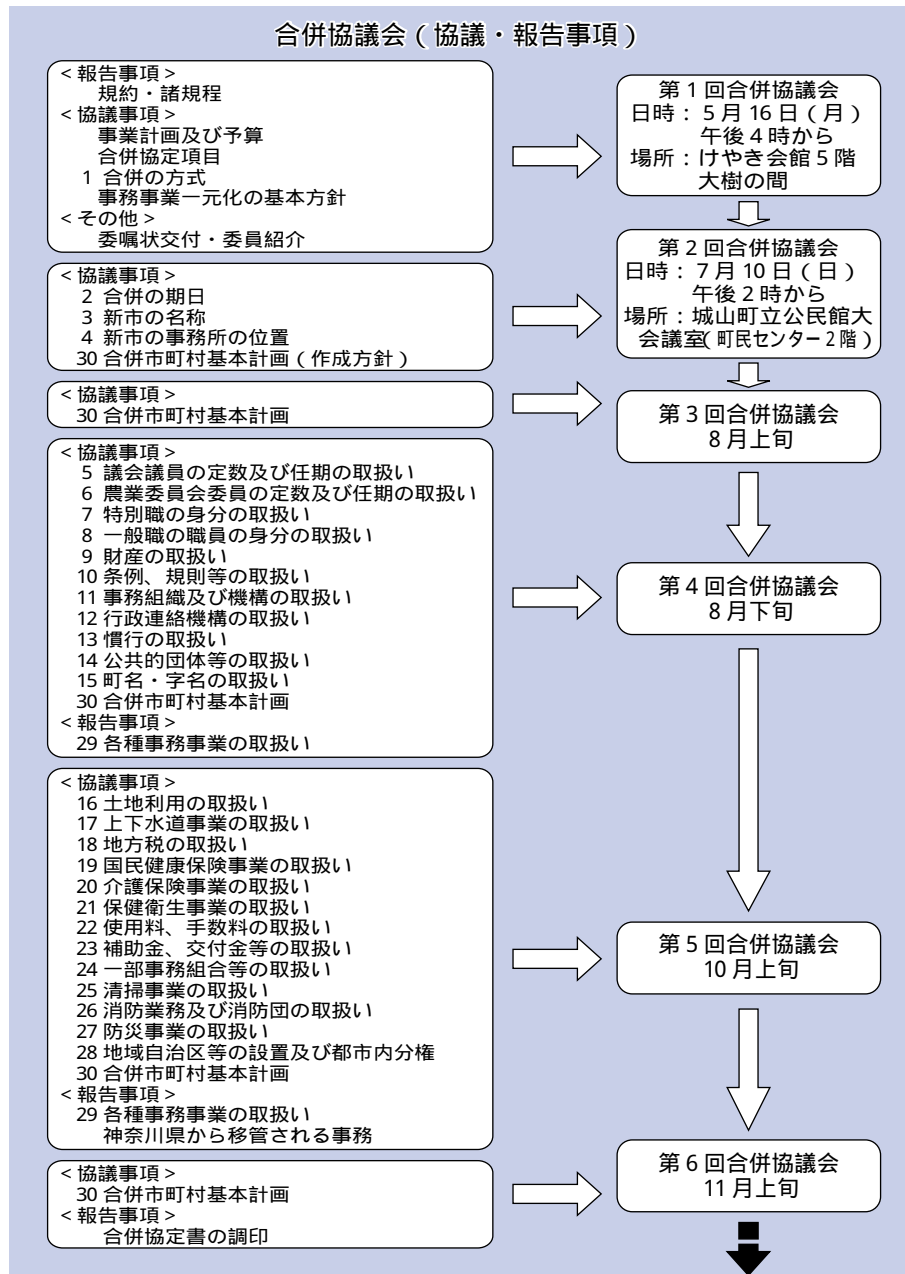
- 1 基本原則: 事務事業の一元化を図るにあたり、次のことを基本原則とします。(1)新市としての一体性をできるだけ早く確保すること。(2)住民福祉の向上に努めること。(3)使用料・手数料や地方税などの負担が公平となるよう努めること。(4)健全な財政運営に努めること。(5)行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めること。(6)地域特性の尊重に努めること。
2 調整方針: 基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものとします。また各市町の制度のうち、地域特性を有するものや、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響があるものについては、経過措置を設定するなど円滑な移行に向けた調整を図るものとします。
3 調整方針の区分: 調整方針の決定にあたっては、次表に掲げる区分を基準として定めます。

Table with 2 columns: 調整方針の区分, 調整方針の具体例. It details the implementation of unified administrative services across different categories like current status, consolidation, and abolition.

経過措置の期間の設定については、原則として3年間とします。ただし、3年間で統合することが極めて困難な場合は、5年間とします。

- 4 事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分: 事務事業の調整方針は、次に掲げる協議ランクに応じた組織において決定するものとします。
・ランクA 合併協議会で協議すべきもの
・ランクB 専門部会、幹事会で協議し、合併協議会に報告するもの
・ランクC 専門部会で協議し、幹事会、合併協議会に報告するもの

表3 相模原・津久井地域合併協議会 協議スケジュール



協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定していますが、協議の過程で適宜追加等を行うものとします。協議会において、協議事項の協議が調わなかった場合には、継続協議として次回以降の会議に改めて諮るものとします。各種事務事業の取扱いは、専門部会の調整状況を見ながら、随時幹事会、協議会に諮るものとします。

相模原市・藤野町合併協議会

第2回合併協議会を開催

平成17年5月26日(木)午後1時から、藤野町の神奈川県立藤野芸術の家クリエーションホールにおいて、第2回相模原市・藤野町合併協議会を開催しました。

協議会では、合併の基本4項目のうち、「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」の3項目(「合併の方式」は第1回協議会で原案のとおり決定済)と、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため作成される「合併市町村基本計画の作成方針」について協議が行われました。議事の内容については、次のとおりです。



協議事項

協議第6号 合併の期日について

原案のとおり決定

合併の期日は、平成18年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成19年3月31日までの間のいずれかの日とする。

主な意見

藤野町委員

1市4町合併を最終の目標として進めている中、合併の期日については、相模原・津久井地域合併協議会と歩調を合わせるべきであり、本日は決定せず継続協議としてほしい。

藤野町委員

合併の期日は、すべての協議事項が協議され、合意された上で成り立つものとする。本日、期日を決めるのは適切ではないと思うので配慮願いたい。

相模原市委員

合併の期日は、是非設けるべきだと思う。会議を進行していく中、一つの目標を定めることは必要であると思う。しかも、協議議案はある程度を含みを持った形で提案されている。本日、是非決めていただきたい。

藤野町委員

「合併をする場合にどうしましょうか」ということで、皆さんがこの会議に会していると思うので、目標をもち、期日を定めて協議を進めていくのが妥当と考える。是非とも期日を定めて進めてほしい。

相模原市委員

合併の期日を決めないで、延々と協議をするというようなことでは困るので、一定の期日は原案のとおり示して進めるべきである。

事務局

今後、合併市町村基本計画を作成することとなるが、その際、財政計画も作成する予定である。合併の期日の目標がない状態では、作成作業を進めることが難しい。また、本日の議案は、ある程度の範囲ということで提案させていただいている。実際に何月何日に合併するということは、1市3町の合併協議の状況等を見た上で、改めて、この協議会で決定していただくことになる。

牛山アドバイザー

合併の期日を定めて、それまでにどのような手続きや段取りが必要かを協議していくこととなる。他の自治体の合併協議会の例でも、合併の

期日や合併の方式など、合併の基本4項目は、冒頭で協議・決定してから、合併に向けて必要な協議を一つ一つ重ねていくという段取りになっていると思う。やはり手続き的には、合併の期日を定めてから進めなければ、合併市町村基本計画の作成が困難になる。

協議第7号 新市の名称について

原案のとおり決定

新市の名称は、相模原市とする。

協議第8号 新市の事務所の位置について

原案のとおり決定

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号(現在の相模原市役所の位置)とする。

協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について

原案のとおり決定

合併市町村基本計画の作成方針

1 合併市町村基本計画の趣旨等 合併市町村基本計画の趣旨、構成及び期間は次のとおりとする。

(1) 計画の趣旨

相模原市と藤野町が合併した場合の新市のまちづくりを総合かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るため作成する。

(2) 計画の構成

新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針に基づく具体的な施策、財政計画などを中心として構成する。

(3) 計画の期間

計画の期間は、合併年度の翌年度から平成27年度までとする。

2 作成にあたっての基本的な視点 合併市町村基本計画の作成にあたっては、次の視点により取り組むものとする。

(1) 地域全体の将来像の考慮

津久井郡4町は、広域行政組合を組織してごみ処理や消防業務を共同で行うなど、地理的、歴史的に一体感が強く、相模原市と津久井郡4町も図書施設の相互利用や広報紙の相互掲載などの広域的な連携を行っている。また、相模原市と藤野町の間には城山町、津久井町及び相模湖町が位置しており、

相模原市とこの3町は別に法定合併協議会を設置して合併に関する協議を進めている。

こうした経緯を踏まえ、相模原市と藤野町が合併した場合の合併市町村基本計画を協議するにあたっては、城山町、津久井町及び相模湖町を含めた1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、まちづくりのあり方を考慮した上で検討する。

(2) 各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承

各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ち、各市町の総合計画を反映し作成する。

(3) 相模原・津久井地域合併市町村基本計画との整合と連携

相模原市と津久井郡4町を一体の地域として捉えた上でまちづくりのあり方を考える必要があることから、相模原・津久井地域合併協議会で同時期に作成されることとなる、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町が合併した場合の合併市町村基本計画と整合を図り、連携して作成する。

(4) 相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は、すでに「新市まちづくり計画(新市建設計画)」を作成し、平成18年3月20日に合併することとして県知事への合併申請も済んでいることから、この新市まちづくり計画との整合を図る。

(5) 「まちづくりの将来ビジョン」の反映

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、平成16年4月に任意の合併協議会を設置し、合併した場合のまちづくりの方向性等を「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」としてまとめたが、藤野町においてもこのビジョンを基本として、1市4町が合併した場合の藤野町地域のまちづくりを「ふじのまちづくり将来ビジョン」としてまとめている。

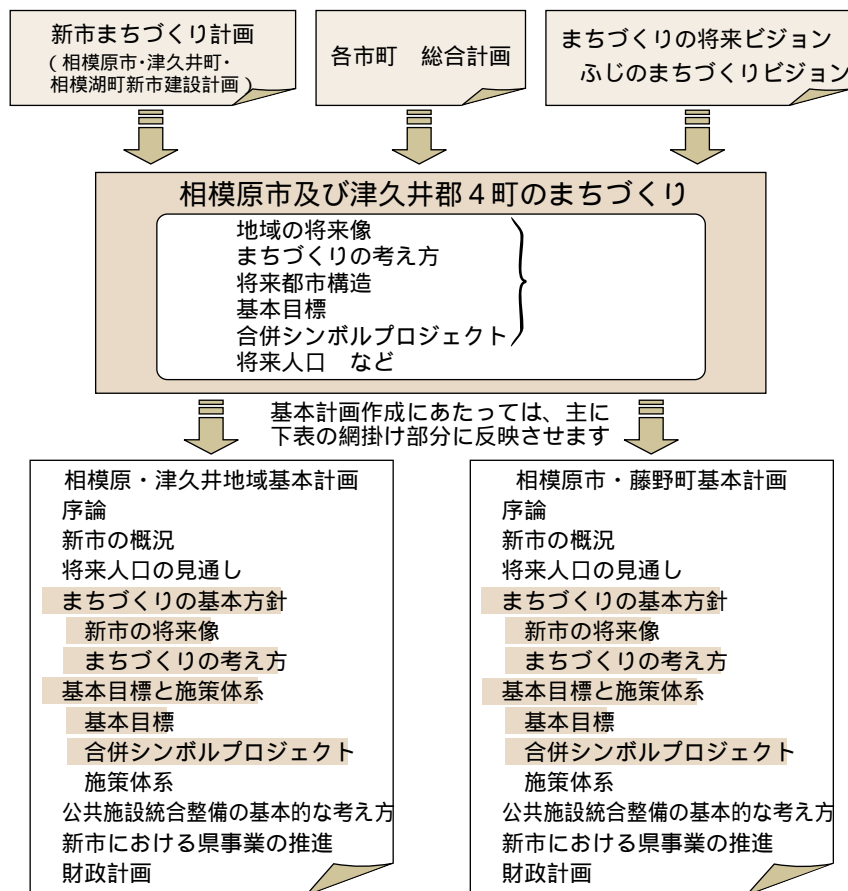
合併市町村基本計画は、この2つのビジョンを参考とし作成する。

(6) 住民意見の反映

計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定する。

合併市町村基本計画の作成における地域全体のまちづくりの検討について

相模原・津久井地域合併協議会及び相模原市・藤野町合併協議会でそれぞれ協議される合併市町村基本計画は、相模原市及び津久井郡4町を一体の地域として捉えて検討する必要がある。また相互の整合を図る必要があります。このことから、各計画の作成に先立ち、地域全体の将来像やまちづくりの考え方などについて整理し、1市4町が合併した場合の将来像等を示すとともに、共通の考え方としてそれぞれの計画に反映させることにより、相互の整合を図るものとします。



主な意見

藤野町委員

この合併が都市と森との融合により、さらに大きな「水の循環」「資本(お金)の循環」「人と物との循環」となり、大きくても個性と多様性に富む都市を目指すという合併の理念に基づき、合併市町村基本計画の作成にあたっていただきたいと思う。

その他

(1) 今後の協議会開催日程(案)について

第3回は、8月8日(月)午後2時から、相模原市のけやき会館において開催することが決まりました。(なお、相模原・津久井地域合併協議会との合同開催を予定していますが、詳しくは次号でお知らせいたします。)

牛山アドバイザー

本日の協議会で、前回決定の合併の方式(編入合併)とともに、合併の基本4項目がすべて決定したが、特に議論のあった合併の期日に関する合併市町村基本計画の作成は、協議会の目的の一つであり、積み上

げられた計画が協議会で了解されたときに、合併の是非が決まっていく。今回、一定の期間が定められたので、それに向けて基本計画が作成され、また、様々な事務的な項目あるいは財政的な見通しなどが示され、それを最終的に皆さんで議論いただくことになると思う。また、同時に、合併後のまちづくりのあり方については、自治体規模が大きくなったけれども地域での生活が不便になったということのないよう、様々な課題について今後も議論していただきたいと思う。

委員の変更

新たに次の方に委員として就任していただきました。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会  
相模原市・藤野町合併協議会  
相模原・津久井地域合併協議会

今井 満 相模原市議会議長

相模原市・藤野町合併協議会

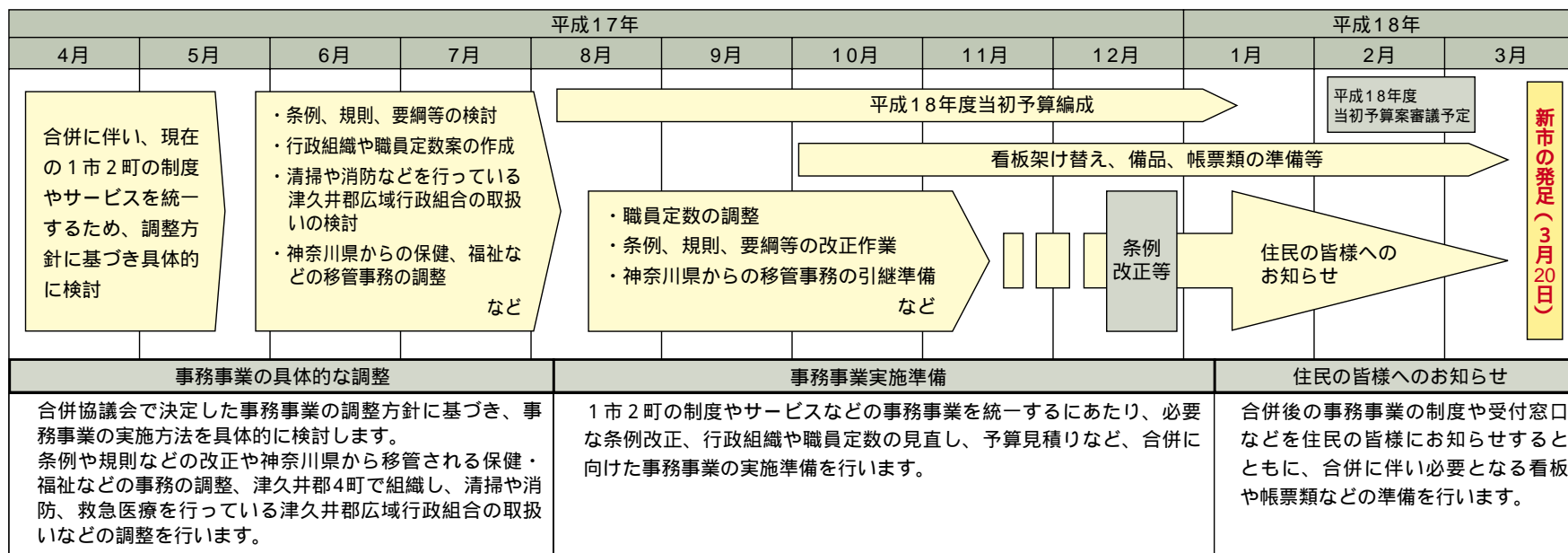
末永 義徳 藤野町行政委員代表者会議議長

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

1市2町の合併に向けた準備作業について

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は、平成18年3月20日の合併に向け、現在、合併の準備作業を行っています。今後、各市町の広報や合併協議会だよりなどにより皆様へ随時情報を提供してまいります。

合併に向けた準備作業の流れ(予定)



決算について

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会決算報告(平成16年度)

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の平成16年度決算は、次のとおりでした。

Table with 3 columns: Item, Amount, Remarks. Shows income and expenditure for the fiscal year 2015.

相模原・津久井地域合併協議会決算報告(平成16年度)

平成17年3月31日に解散した任意の合併協議会である相模原・津久井地域合併協議会の決算は、次のとおりでした。

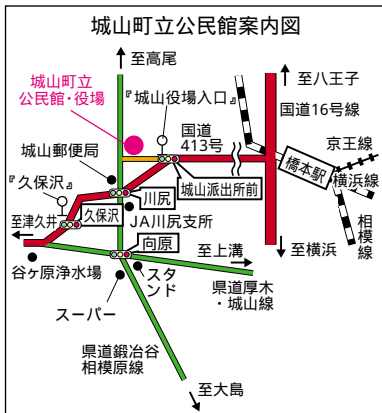
Table with 3 columns: Item, Amount, Remarks. Shows income and expenditure for the regional merger agreement for fiscal year 2015.

会議開催のお知らせ

相模原・津久井地域合併協議会

第2回

日時:平成17年7月10日(日) 午後2時から
会場:城山町立公民館大会議室(町民センター2階)
内容:合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、合併市町村基本計画(作成方針)など



相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

http://www.sts-gappei.jp

相模原・津久井地域合併協議会

http://www.st-gappei.jp

相模原市・藤野町合併協議会

http://www.sf-gappei.jp

お問い合わせ先

〒229-0036

相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

☎042-769-8206 042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

協議会の会議資料や会議録等は、協議会ホームページや協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。

